

65歳以上の介護保険料を改定します

高齢介護課
☎34-5476

介護保険料は、3年ごとに策定する介護保険事業計画での介護保険サービスの水準に応じて基準額が決まります。

今回の第9期計画期間（令和6～8年度）は、所得段階が11から13に増え、負担割合と所得区分が一部変更となりました。基準月額保険料は、前回と変わらず5,819円です。

所得段階別の保険料額（第1号被保険者）

所得段階	負担割合	対 象	年額保険料*
第1段階	基準額×0.285 (基準額×0.455)	世帯全員が 市民税非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・本人の合計所得金額と課税年金収入額の 合計額が年間80万円以下の人 19,900円
第2段階	基準額×0.485 (基準額×0.685)		本人の合計所得金額と課税年金収入額の合 計額が年間80万円を超え120万円以下の人 33,900円
第3段階	基準額×0.685 (基準額×0.69)		本人の合計所得金額と課税年金収入額の 合計額が120万円を超える人 47,800円
第4段階	基準額×0.9	本人が 市民税非課税 世帯員が 市民税課税	本人の合計所得金額と課税年金収入額の 合計額が年間80万円以下の人 62,800円
第5段階 (基準段階)	基準額×1.0		本人の合計所得金額と課税年金収入額の 合計額が80万円を超える人 69,800円
第6段階	基準額×1.3	本人が 市民税課税	本人の合計所得金額が120万円未満の人 90,800円
第7段階	基準額×1.4		本人の合計所得金額が120万円以上 210万円未満の人 97,800円
第8段階	基準額×1.6		本人の合計所得金額が210万円以上 320万円未満の人 111,700円
第9段階	基準額×1.7		本人の合計所得金額が320万円以上 420万円未満の人 118,700円
第10段階	基準額×1.9		本人の合計所得金額が420万円以上 520万円未満の人 132,700円
第11段階	基準額×2.1		本人の合計所得金額が520万円以上 620万円未満の人 146,600円
第12段階	基準額×2.3		本人の合計所得金額が620万円以上 720万円未満の人 160,600円
第13段階	基準額×2.4		本人の合計所得金額が720万円以上の人 167,600円

*年額保険料＝基準月額保険料額×12月×負担割合（100円未満四捨五入）

*平成30年度税制改正で個人所得課税の見直しに係る特例措置の一部が終了することで、介護保険法施行令の一部改正に伴う規定の整備をしています。

低所得者の保険料の軽減強化

第1～3段階の保険料負担割合は、国の政策により軽減されています。

*（ ）内は軽減前のものです。

65歳以上(第1号被保険者)への介護保険料の通知

今年度の介護保険料は、特別徴収（年金天引き）か普通徴収（納付書、口座振替）の2通りの方法で、仮徴収が暫定賦課します。

4月中旬に仮徴収、暫定賦課の納入決定通知書を送付しますが、この通知書の保険料額は、昨年度の所得段階と保険料額で算定しているため、今回見直された保険料額は反映されません。見直し後の年額保険料は、7月に確定します。



詳しくはこちら

補助対象経費	補助率	補助限度額
工事請負費	賃借料の補助がないとき	2/3 130万円
	賃借料の補助があるとき	1/2 70万円
賃借料（敷金、礼金を除く。）	1/2	月額5万円 (12カ月)

*県空き家再生まちづくり支援事業補助金交付要綱に定める事業や、該当建物が歴史的建造物であるときは、補助限度額を変更します。

対象：中心市街地にある空き家などを改修・賃借し、新規に出店する個人、法人

*交付を決定する審査会に出席いただきます。

*交付決定前の着工は補助対象外です。

地域経営課 ☎34-5628

新規出店事業補助金



ホームページ

くらし



林野火災を防止しましょう

消防本部 ☎34-1111

次のことを守ってください。

・枯れ草のある所でたき火をしない。

・強風や乾燥のときは、たき火や火入れをしない。

・たき火から離れず、終了後は完全に消火する。

・火入れをするときは必ず許可を受ける。

・喫煙は指定の場所で行い、吸い殻は必ず消して、投げ捨てない。

・火遊びはしない。

その他：次のときは申請ください。・山林や山林の周囲1^キ以内で火入れをするとき：農林課 ☎34-5653

・火災と間違える規模のたき火をする時：消防本部

し尿くみ取り手数料の改定

環境課 ☎45-4797

手数料を段階的に改定します。

期間	18ℓ当たり単価 (税抜き)
令和6年9月30日まで	137円
令和6年10月1日～ 令和7年9月30日	150円
令和7年10月1日から	163円

緑化助成事業補助金

建設課 ☎34-5713

対象事業：地域活動団体が、道路や河川沿いに花木を20[㎡]以上植えるか、維持管理する活動

補助対象：苗や資材の購入費など

補助額：上限10万円

申請方法：申請書（HP）を提出ください。

その他：予算がなくなり次第終了します。

*交付決定前の活動は対象外です。



ホームページ



人権擁護委員の委嘱

地域経営課 ☎34-5624

市内では、13人の人権擁護委員が法務大臣の委嘱を受けて、人権相談などの活動を行っています。

次の人が4月1日付けで委嘱されました。

・鹿峠 山田 彫子さん
・今井野新田 目黒 正雄さん
・千把野新田 中村 哲夫さん
・吉田 佐藤 道春さん

さんじょうトッパスリート支援事業

健康づくり課 ☎34-5447

スポーツの分野で羽ばたく子どもたちを応援します

対象 個人…市内在住の小・中学生、高校生、義務教育学校生で、前年度にブロック大会以上に予選会を経て出場した人、県大会で8位以内の人

団体…市内に活動拠点があり、競技を指導している団体

補助対象経費 ・専門的な技術指導を受けるための謝礼金
・大会などへの参加費、交通費、宿泊費
・競技に使う道具を購入する経費 など

補助金額……補助対象経費の2分の1以内
*競技実績により上限が変わります。

選考方法……書類審査

申込方法……申請書類（HP）を提出ください。

申込期限……5月7日(火) 午後5時



ホームページ